

付議案第11号

福岡市児童生徒等就学援助規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和4年3月15日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は、令和4年4月から開校する福岡市立福岡きぼう中学校に通学する生徒又は生徒の生計維持者に対し、就学援助制度を適用することから、福岡市児童生徒等就学援助規則の一部を改正する必要があるので、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市児童生徒等就学援助規則の一部を改正する規則

福岡市児童生徒等就学援助規則（平成19年福岡市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒若しくは入学予定者の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）又は福岡きぼう中学校生徒若しくは福岡きぼう中学校入学予定者の生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）に対して行う就学に必要な援助（以下「援助」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 福岡市立の小学校若しくは中学校又は国（学校教育法第2条第1項に規定する国をいう。以下同じ。）若しくは都道府県が設置する小学校，中学校，義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程に在学し，福岡市に住所を有する者であつて，福岡きぼう中学校生徒以外のもの
- (2) 入学予定者 福岡市立の小学校若しくは中学校又は国若しくは都道府県が設置する小学校，中学校，義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程に次年度に入学予定の者で福岡市に住所を有するものであつて，福岡きぼう中学校入学予定者以外のもの
- (3) 福岡きぼう中学校生徒 福岡市立福岡きぼう中学校に在学し，福岡市に住所を有する者
- (4) 福岡きぼう中学校入学予定者 福岡市立福岡きぼう中学校に次年度に入学予定の者で福岡市に住所を有するもの

第2条第1項中「保護者で，かつ」を「保護者のうち」に，「者に」を「ものに」に改め，同条第2項中「福岡市立の小学校，中学校に在学する児童生徒又は福岡市の小学校，中学校の次年度の入学予定者」を「児童生徒（福岡市立の小学校若しくは中学校に在学する者に限る。）又は入学予定者（福岡市立の小学校若しくは中学校に次年度に入学予定の者に限る。）」に，「者は」を「ものに対しては」に，「ものとする」を「ことができる」に改める。

第3条第1項中「在学する」の次に「若しくは入学予定者が入学する予定の」を加え，「，中学校の校長若しくは入学予定者が入学する予定の福岡市立の小学校，中学校の校長」を「若しくは中学校の校長（以下「校長」という。）」に改める。

第4条第1項中「資格の有無を審査して援助」を「援助の対象者に該当するかどうか」に改める。

第5条第5号中「その他教育委員会」を「前各号に掲げるもののほか，教育委員会」に改める。

第7条第1項中「入学を予定する」を「次年度に入学予定の」に改め、同条第2項中「（保護者）」を「（児童生徒の保護者）」に改める。

第9条第2号中「福岡市立の小学校，中学校」を「，福岡市立の小学校若しくは中学校」に改め，「当該学校に」を削る。

第10条中「とき及び」を「場合又は」に改める。

第11条第1項第1号中「援助」を「，援助」に，「廃止の届け出をしたとき」を「辞退の届出をしたとき。」に改め，同項第2号を次のように改める。

(2) 児童生徒又は入学予定者の保護者が，第2条に規定する援助の対象者に該当しなくなったとき。

第11条第1項第3号中「偽り」を「，偽り」に，「とき」を「とき。」に改める

第12条を第13条とし，第11条の次に次の1条を加える。

(福岡市立福岡きぼう中学校の生徒等に係る援助)

第12条 第2条（第2項を除く。）から前条までの規定は，生計維持者に対する援助について準用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第1項	児童生徒が在学する若しくは入学予定者が入学する予定の福岡市立の小学校若しくは中学校	福岡市立福岡きぼう中学校
第3条第2項	前項	第12条において準用する前項
	児童生徒又は入学予定者	福岡きぼう中学校生徒又は福岡きぼう中学校入学予定者
第3条第3項	第1項	第12条において準用する第1項
	児童生徒（国又は都道府県が設置する小学校，中学校，義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在学する学齢児童又は学齢生徒を除く。）の保護者	生計維持者（福岡きぼう中学校生徒の生計を主として維持する者に限る。）

	当該児童生徒	当該福岡きぼう中学校生徒
第4条第1項	前条	第12条において準用する前条
	第2条	第12条において準用する第2条第1項
第4条第2項	前項	第12条において準用する前項
第5条	(1) 学校給食費 (2) 入学準備金 (3) 学用品費等 (4) 修学旅行費 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるもの	(1) 学用品費等 (2) 修学旅行費 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるもの
第7条第1項	第5条各号	第12条において準用する第5条各号
第7条第2項	児童生徒の保護者	生計維持者（福岡きぼう中学校生徒の生計を主として維持する者に限る。）
第8条	とする。ただし、入学予定者の保護者にあつては、教育委員会が入学予定者の入学準備金の支給を認定した日から次年度の学年の末日までとする。	とする。
第9条第1号	第11条第1項第3号	第12条において準用する第11条第1項第3号
第9条第2号	入学予定者が、福岡市立の小学校若しくは中学校又は国若しくは都道府県が設置する小学校、	福岡きぼう中学校入学予定者が、福岡市立福岡きぼう中学校

	中学校，義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程	
	とき。ただし，第2条第2項に該当するときを除く。	とき。
第11条第1項第2号	第2条	第12条において準用する第2条第1項

附 則

この規則は，令和4年4月1日から施行する。

福岡市児童生徒等就学援助規則（平成19年福岡市教育委員会規則第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって、<u>就学困難と認められる児童生徒及び学齢生徒のうち、福岡市立の小学校、中学校又は国（学校教育法第2条第1項に規定する国をいう。以下同じ。）若しくは都道府県が設置する小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程に在学し、福岡市に住所を有するものをいう。以下同じ。）又は入学生予定者（福岡市立の小学校、中学校又は国若しくは都道府県が設置する小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程の次年度の入学生予定者で福岡市に住所を有するものをいう。以下同じ。）の保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、<u>就学に必要な援助（以下「援助」という。）を行うことにより義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。</u></u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この規則は、<u>経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒若しくは入学生予定者の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）又は福岡さばう中学校生徒若しくは福岡さばう中学校入学生予定者の生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）に対して行う就学に必要な援助（以下「援助」という。）</u>に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第1条の2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>児童生徒 福岡市立の小学校若しくは中学校</u></p>	<p>第1条を全部改正。 用語の定義は第2条で行う。 福岡さばう中学校の生徒や福岡さばう中学校の入学生予定者には自立している者もいるため、支給対象を保護者ではなく生計維持者とする。</p> <p>定義規定の追加。</p>

又は国(学校教育法第2条第1項に規定する国をいう。以下同じ。)若しくは都道府県が設置する小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程に在学し、福岡市に住所を有する者であつて、福岡きぼう中学校生徒以外のもの

(2) 入学予定者 福岡市立の小学校若しくは中学校又は国若しくは都道府県が設置する小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程に次年度に入学予定の者で福岡市に住所を有するものであつて、福岡きぼう中学校入学予定者以外のもの

- (3) 福岡きぼう中学校生徒 福岡市立福岡きぼう中学校に在学し、福岡市に住所を有する者
- (4) 福岡きぼう中学校入学予定者 福岡市立福岡きぼう中学校に次年度に入学予定の者で福岡市に住所を有するもの

(援助の対象者)

第2条 教育委員会は、児童生徒又は入学予定者の保護者のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対し、援助を行うものとする。

- (1)・(2) (略)

2 前項の規定にかかわらず、児童生徒(福岡市立の小学校若しくは中学校に在学する者に限る。)又は入学予定者(福岡市立の小学校若しくは中学校に次年度に入学予定の者に限る。)のうち、福岡市に住

第2条 教育委員会は、児童生徒又は入学予定者の保護者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者に対し、援助を行うものとする。

- (1)・(2) (略)

2 前項の規定にかかわらず、福岡市立の小学校、中学校に在学する児童生徒又は福岡市の小学校、中学校の次年度の入学予定者のうち、福岡市に住

字句の修正。
字句の修正。

必要と認めるもの	必要と認めるもの
<p>第6条 (略)</p> <p>(援助費の支給)</p> <p>第7条 教育委員会は、援助の認定を受けた児童生徒又は入学予定者の保護者に、第5条各号に掲げる費用(以下「援助費」という。)を支給する。この場合において、援助の認定を受けた児童生徒(国又は都道府県が設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在学する学齢児童又は学齢生徒を除く。以下この条において同じ。)</p> <p>又は入学予定者(国又は都道府県が設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に入学予定の者を除く。)の保護者が、請求、受領及び返納に関する一切の事務を校長に委任するときは、校長を経て支給することができる。</p> <p>2 教育委員会は、児童生徒の保護者が請求、受領及び返納に関する一切の事務を校長に委任する場合であつて、学校徴収金のうち援助の対象となるものについて納期限(児童生徒の保護者からの申出により納期限の延長をした場合は、延長をする前の納期限)から1か月以上納付していないときは、全ての援助費を校長を経て支給することができる。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(援助費の返還)</p> <p>第9条 援助費は、次に掲げる場合を除き、返還を要</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>(援助費の支給)</p> <p>第7条 教育委員会は、援助の認定を受けた児童生徒又は入学予定者の保護者に、第5条各号に掲げる費用(以下「援助費」という。)を支給する。この場合において、援助の認定を受けた児童生徒(国又は都道府県が設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在学する学齢児童又は学齢生徒を除く。以下この条において同じ。)</p> <p>又は入学予定者(国又は都道府県が設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に入学予定の者を除く。)の保護者が、請求、受領及び返納に関する一切の事務を校長に委任するときは、校長を経て支給することができる。</p> <p>2 教育委員会は、児童生徒の保護者が請求、受領及び返納に関する一切の事務を校長に委任する場合であつて、学校徴収金のうち援助の対象となるものについて納期限(児童生徒の保護者からの申出により納期限の延長をした場合は、延長をする前の納期限)から1か月以上納付していないときは、全ての援助費を校長を経て支給することができる。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(援助費の返還)</p> <p>第9条 援助費は、次に掲げる場合を除き、返還を要</p>
<p>必要と認めるもの</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(援助費の支給)</p> <p>第7条 教育委員会は、援助の認定を受けた児童生徒又は入学予定者の保護者に、第5条各号に掲げる費用(以下「援助費」という。)を支給する。この場合において、援助の認定を受けた児童生徒(国又は都道府県が設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在学する学齢児童又は学齢生徒を除く。以下この条において同じ。)</p> <p>又は入学予定者(国又は都道府県が設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に入学予定の者を除く。)の保護者が、請求、受領及び返納に関する一切の事務を校長に委任するときは、校長を経て支給することができる。</p> <p>2 教育委員会は、児童生徒の保護者が請求、受領及び返納に関する一切の事務を校長に委任する場合であつて、学校徴収金のうち援助の対象となるものについて納期限(児童生徒の保護者からの申出により納期限の延長をした場合は、延長をする前の納期限)から1か月以上納付していないときは、全ての援助費を校長を経て支給することができる。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(援助費の返還)</p> <p>第9条 援助費は、次に掲げる場合を除き、返還を要</p>	<p>必要と認めるもの</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(援助費の支給)</p> <p>第7条 教育委員会は、援助の認定を受けた児童生徒又は入学予定者の保護者に、第5条各号に掲げる費用(以下「援助費」という。)を支給する。この場合において、援助の認定を受けた児童生徒(国又は都道府県が設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在学する学齢児童又は学齢生徒を除く。以下この条において同じ。)</p> <p>又は入学予定者(国又は都道府県が設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に入学予定の者を除く。)の保護者が、請求、受領及び返納に関する一切の事務を校長に委任するときは、校長を経て支給することができる。</p> <p>2 教育委員会は、児童生徒の保護者が請求、受領及び返納に関する一切の事務を校長に委任する場合であつて、学校徴収金のうち援助の対象となるものについて納期限(児童生徒の保護者からの申出により納期限の延長をした場合は、延長をする前の納期限)から1か月以上納付していないときは、全ての援助費を校長を経て支給することができる。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(援助費の返還)</p> <p>第9条 援助費は、次に掲げる場合を除き、返還を要</p>

<p>しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入学予定者が<u>福岡市立の小学校、中学校</u> <u>又は国若しくは都道府県が設置する小学校、中</u> <u>学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期</u> <u>課程に入学しなかったとき、又は当該学校に入学</u> <u>する前年度において福岡市に住所を有しなくな</u> <u>ったとき、ただし、第2条第2項に該当するとき</u> <u>を除く。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(申請内容の変更)</p> <p>第10条 援助の認定を受けた児童生徒又は入学予定 者の保護者は、援助を必要としなくなったとき及び 申請の内容に変更が生じた場合は、教育委員会又は 校長に別に定める届出書により、届け出なければな らない。</p> <p>(援助の廃止及び停止)</p> <p>第11条 援助は、次に掲げる場合、廃止する。</p> <p>(1) 児童生徒又は入学予定者の保護者が<u>援助を必</u> <u>要としなくなり、廃止の届け出をしたとき</u></p> <p>(2) <u>第2条に規定する資格が喪失したとき</u></p> <p>(3) 児童生徒又は入学予定者の保護者が<u>偽りその</u> <u>他不正の手段により援助費の支給を受けたとき</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入学予定者が、<u>福岡市立の小学校若しくは中学</u> <u>校又は国若しくは都道府県が設置する小学校、中</u> <u>学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期</u> <u>課程に入学しなかったとき、又は</u><u>入学</u> <u>する前年度において福岡市に住所を有しなくな</u> <u>ったとき、ただし、第2条第2項に該当するとき</u> <u>を除く。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(申請内容の変更)</p> <p>第10条 援助の認定を受けた児童生徒又は入学予定 者の保護者は、援助を必要としなくなった<u>場合又は</u> 申請の内容に変更が生じた場合は、教育委員会又は 校長に別に定める届出書により、届け出なければな らない。</p> <p>(援助の廃止及び停止)</p> <p>第11条 援助は、次に掲げる場合、廃止する。</p> <p>(1) 児童生徒又は入学予定者の保護者が、<u>援助を必</u> <u>要としなくなり、辞退の届出をしたとき。</u></p> <p>(2) <u>児童生徒又は入学予定者の保護者が、第2条に</u> <u>規定する援助の対象者に該当しなくなったとき。</u></p> <p>(3) 児童生徒又は入学予定者の保護者が、<u>偽りその</u> <u>他不正の手段により援助費の支給を受けたとき。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>字句の修正。</p> <p>字句の修正。</p> <p>字句の修正。</p> <p>字句及び句読点の修正。</p> <p>第2号主語の追加。第2 条において「資格」とい う用語は用いられていな いため字句を修正。</p>
--	---	--

(新設)

(福岡市立福岡さぼろ中学校の生徒等に係る援助)

第12条 第2条(第2項を除く。)から前条までの規定は、生計維持者に対する援助について準用する。
この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第1項	児童生徒が在学する若しくは入学者が入学する予定の福岡市立の小学校若しくは中学校	福岡市立福岡さぼろ中学校
第3条第2項	前項 児童生徒又は入学者	第12条において準用する前項 福岡さぼろ中学校生徒又は福岡さぼろ中学校入学者
第3条第3項	第1項	第12条において準用する第1項
	児童生徒(国又は都道府県が設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学	生計維持者(福岡さぼろ中学校生徒の生計を主として維持する者に限る。)

「児童生徒又は入学者の保護者」に対する援助の規定を「生計維持者」に対する援助について準用することを柱書で規定しているため、「児童生徒又は入学者の保護者」という規定について読替規定を設ける必要はない。

	校の前期課程に在学する学齢児童又は学齢生徒を除く。)の保護者	当該児童生徒	当該福岡きぼう中学校生徒
第4条第1項	前条		第12条において準用する前条
	第2条		第12条において準用する第2条第1項
第4条第2項	前項		第12条において準用する前項
第5条	(1) 学校給食費 (2) 入学準備金 (3) 学用品費等 (4) 修学旅行費 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるもの	(1) 学用品費等 (2) 修学旅行費 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会 が特に必要と 認めるもの	
第7条第1項	第5条各号	第5条各号	第12条において準用する第5条各号

第7条第2項	児童生徒の保護者	生計維持者（福岡きぼう中学校生徒の生計を主として維持する者に限る。）
第8条	とす。ただし、入学予定者の保護者にあつては、教育委員会が入学予定者の入学準備金の支給を認定した日から次年度の学年の末日までとする。	とす。
第9条第1号	第11条第1項第3号	第12条において準用する第11条第1項第3号
第9条第2号	入学予定者が、福岡市の小学校若しくは中学校又は国若しくは都道府県が設置する小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課	福岡きぼう中学校入学予定者が、福岡市立福岡きぼう中学校

<p>第12条 (略)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="175 1048 619 1294"> <p>第11条第1項第2号</p> </td> <td data-bbox="175 824 619 1048"> <p>第2条</p> </td> <td data-bbox="175 591 619 824"> <p>第12条において 準用する第2条 第1項</p> </td> </tr> </table>	<p>第11条第1項第2号</p>	<p>第2条</p>	<p>第12条において 準用する第2条 第1項</p>	<p>第13条 (略)</p> <p>条の移動。</p>
<p>第11条第1項第2号</p>	<p>第2条</p>	<p>第12条において 準用する第2条 第1項</p>			
<p>程</p> <p>とき。ただし、第2条第2項に該当するときは除く。</p>	<p>とき。第2条第2項に該当するときは除く。</p>	<p>とき。</p>			

福岡市児童生徒等就学援助規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

令和 4 年 4 月に開校する福岡市立福岡きぼう中学校に通学する生徒の生計維持者に対し、就学援助制度を適用するため改正を行うもの。

2 改正の内容

経済的理由によって就学困難と認められる福岡きぼう中学校の生徒の生計維持者についても、学齢児童及び学齢生徒の保護者に準じて援助を行うもの。

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日